

出水期に向け、関係機関との連絡体制を確認

R6. 05. 10

【加古川大堰放流連絡会の実施】

まもなく出水期を迎えるにあたり、加古川大堰の放流の際に、関係機関との連絡を密にし、放流による大堰の下流の事故を防ぐため、5月10日に「加古川大堰放流連絡会」を開催しました。本会議は、昭和62年4月に発足し、今年で37年目を迎えました。会議では、関係機関への円滑かつ迅速な通知を行うため、洪水警戒体制の発令基準、下流巡視の手順や、放流通知の連絡先などを確認、問題意識を共有しました。

【特定多目的ダム法第32条】

多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

【会員】

- 【会 長】 姫路河川国道事務所長
- 【副会長】 兵庫県 加古川土木事務所長
- 【監 事】 加古川市消防本部 消防長
高砂市消防本部 消防長
- 【委 員】 兵庫県 加古川警察署長
兵庫県 高砂警察署長
- 【事務局】 河川管理第二課

【議事内容】

- 令和6年5月10日（金）（於：加古川大堰）
- 開会挨拶
 - 放流連絡会規約・役員について
 - 令和5年度の放流連絡結果について
（令和5年度放流概要）
 - 令和6年度の放流連絡方法等について
 - 閉会挨拶

【放流連絡会の状況】

会議の様子



大堰操作室見学



【取り組み】

加古川大堰の概要や、体制指標、これまでの放流の記録などから、連絡体制をとりまとめ、放流連絡が目的に沿って確実かつ迅速に行われるよう、共有し活用しています。

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
河川管理第二課（加古川分室）
〒675-1205 加古川市八幡町中西条875-1 TEL 079-438-0207

話そうはりま

